

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、
指導又は勧告に関する運用指針

(令和 3 年 1 月 1 日公表)

最終改正 令和 6 年 1 月 1 日

第 1 まあじ

まあじに係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、長崎県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	長崎県知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するように、具体的な管理措置の実施の勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると長崎県知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、長崎県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	長崎県知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第 2 くろまぐろ小型魚（30 キログラム未満のものに限る。）

くろまぐろ小型魚（30 キログラム未満のものに限る。第 2 において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、長崎県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	長崎県知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容
70 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	<p>【区分：長崎県くろまぐろ漁船漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は 1.5 キログラム未満の個体（養殖用種苗は除く）を放流する。 ・ 漁業者はくろまぐろの採捕を目的とした操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減に努める。 ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎

	<p>の管理日誌（別紙1）の提出を求める。</p>
<p>80 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき</p>	<p>【区分：長崎県くろまぐろ定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体の放流に努める。 ・ 漁業者は網起こし回数や操業日数などの漁獲努力量の削減に努める。 ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。 ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌（別紙2）の提出を求める。 <p>【区分：長崎県くろまぐろ漁船漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は生存個体（養殖用種苗は除く）の放流に努める。 ・ 漁業者はくろまぐろの採捕を目的とした操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減に努める。 ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌（別紙1）の提出を求める。 <p>【区分：長崎県くろまぐろ定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は生存個体の放流に努める。 ・ 漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり150キログラム以上の採捕が連続した場合、翌日は休漁相当の取組み（輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等）の実施に努める。 ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌（別紙2）の提出を求める。
<p>90 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき</p>	<p>【区分：長崎県くろまぐろ漁船漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。 ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、翌日は漁場移動又は漁業種類の変更、或いは休漁する。 ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌（別紙1）の提出を求める。 <p>【区分：長崎県くろまぐろ定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。 ・ 漁業者はくろまぐろを採捕した場合、翌日は休漁する。 ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。 ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌（別紙2）の提出を求める。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると長崎県知事が認めるときは、この限りでない。

アくろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、長崎県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	長崎県知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第 3 くろまぐろ大型魚（30 キログラム以上のものに限る。）

第 2 の規定は、くろまぐろ大型魚（30 キログラム以上のものに限る。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

第 4 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、長崎県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事	長崎県知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
--------------------------------	--

管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	
90 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するように、具体的な管理措置の実施の勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると長崎県知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、長崎県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	長崎県知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第5 まいわし対馬暖流系群

まいわし対馬暖流系群に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、長崎県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	長崎県知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するように、具体的な管理措置の実施の勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると長崎県知事が認めるときは、この限りでない。

ア特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、長崎県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	長崎県知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
--	--

90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導
----------------	--

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。